

令和5年第4回臨時会

大江町議会会議録

令和5年 10月16日 開会
令和5年 10月16日 閉会

大江町議会

令和5年第4回大江町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (10月16日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○本会議に職務のため出席した者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定	5
○行政報告	6
○議第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○閉会の宣告	24
○署名議員	25

大江町告示第49号

令和5年第4回大江町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年10月12日

大江町長 松田清隆

1 日 時 令和5年10月16日 午前10時

2 場 所 大江町議会議場

3 附議事件

- ・令和5年度柏陵広場整備工事請負契約の一部変更について
- ・令和5年度町道山田原市野沢線道路災害復旧工事請負契約の一部変更について
- ・大江町道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について
- ・令和5年度大江町一般会計補正予算（第4号）

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	菊地英幸君	2番	廣野秀樹君
3番	大沼清人君	4番	菊地邦弘君
5番	藤野広美君	6番	櫻井和彦君
7番	安食幸治君	8番	関野幸一君
9番	伊藤慎一郎君	10番	土田勵一君
11番	宇津江雅人君		

不応招議員（なし）

令和5年第4回大江町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和5年10月16日(月)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 行政報告

日程第 4 議第60号 令和5年度柏陵広場整備工事請負契約の一部変更について

日程第 5 議第61号 令和5年度町道山田原市野沢線道路災害復旧工事請負契約の一部
変更について

日程第 6 議第62号 大江町道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 7 議第63号 令和5年度大江町一般会計補正予算(第4号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	菊地英幸君	2番	廣野秀樹君
3番	大沼清人君	4番	菊地邦弘君
5番	藤野広美君	6番	櫻井和彦君
7番	安食幸治君	8番	関野幸一君
9番	伊藤慎一郎君	10番	土田勵一君
11番	宇津江雅人君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	桃井亮一君
教育長	清野均君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	地域振興課長	清水正紀君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	櫻井洋志君
教育文化課長	西田正広君	会計管理者 兼出納室長	阿部美代子君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	庄司由利君
--------	-------	------------------------	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、令和5年第4回大江町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町議会会議規則第126条の規定により、

8番 関野幸一君

9番 伊藤慎一郎君

を指名します。

◎会期決定

○議長（宇津江雅人君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、さきの議会運営委員会での協議に基づき、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

◎行政報告

○議長（宇津江雅人君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

私のほうから、10月6日の強風による農産物の被害の状況について行政報告をさせていただきます。

先々週になりますが、10月6日の金曜日の日に、午前11時頃から数時間、内陸地方を中心に強風が吹き荒れました。大江町においても、農作物についての被害が発生しておりますので、ご報告を現時点でのものをさせていただきたいと思っております。

アメダス左沢の計測によりますと、瞬間最大風速であります、秒速22メートルを記録するなど、町内では台風並みの強風に見舞われました。収穫間近の農産物などに被害が発生しましたので報告いたしますが、まさに収穫を目の前に控えていた中での不運な出来事であり、心中をお察しいたします。

後日、農林課職員がJAさがえ西村山さんとともに町内の園地を巡回調査したところ、西洋梨、主にラ・フランスになりますが、大江町における落果被害数量は約40トンで、収穫収量、予想される収穫量に対しての被害率は11%に及び、被害の金額であります約1,320万円と見込まれております。

なお、新聞等での報道では、県内では被害率が20%近くになる市町村もあるようだというふうな状況であります。

なお、町内で落果したラ・フランスは、収穫基準日の10月12日以前に集荷したものは、J Aさんのほうでジュースなどの加工用として対応していただくことになっております。

また、ほかの果樹におきましては、収穫を終えた大江町特産のスモモは、ほとんど被害がない。そして、リンゴにつきましても、品種により落果が確認されたものはあるものの、全体的には被害は少ないようであります。

参考までに、J Aさんからの情報によりますと、大江町のラ・フランスの栽培面積は約1,800アール、寒河江西村山全体では46%を占めている。そして、2番目に多い寒河江市のほぼ倍の面積となっているようでございます。

西村山全体の西洋梨、主にラ・フランスであります。その被害状況は被害数量が約100トン、被害金額は約3,300万円と予想され、被害率としては寒河江市さんのほうが約16%と最も高いようでございます。そのほか、寒河江市や河北町では、園芸ハウスや育苗ハウスなどの軽微な施設被害が15件ほど確認されているようでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） これで行政報告を終わります。

お諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

よって、事前に配付されている議案の朗読は省略いたします。

◎議第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第4、議第60号 令和5年度柏陵広場整備工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

本件についての、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） 議第60号 令和5年度柏陵広場整備工事請負契約の一部変更について、ご説明を申し上げます。

本工事については、7月3日開催の大江町議会臨時会においてご可決をいただき、株式会社大泉組と2億570万円で契約を締結し、その後、8月21日付で専決処分させていただきましたアスベスト除去に係る契約変更339万7,900円を増額した2億9,900万7,900円、これを経まして工事を進めているというのが現在の状況であります。

このたびの工事請負契約の変更は、先日の全員協議会のほうでもご説明申し上げましたとおり、地元住民説明会などでの意見などを踏まえましてその結果に基づき、駐車場の拡張や水飲み場の増設、園路の増設等を追加するものであります。請負契約については、792万9,900円を増額し、2億1,702万7,800円とする変更契約を締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案をするものであります。

なお、工期につきましては、当初の契約のとおり令和6年8月31日としております。

詳細につきましては担当課長よりご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 担当課長の詳細説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第60号の詳細について、ご説明を申し上げます。

柏陵広場の整備に関しまして、6月及び9月に開催いたしました藤田地区住民説明会でのご意見、ご要望などを踏まえまして、工事内容を改めて精査させていただきました。このたび本請負契約について792万9,900円を増額し、2億1,702万7,900円とする変更契約を締結するものでございます。

資料1をご覧いただきたいと思います。

このたびの変更契約を締結しようとする工事の内容といたしましては、1点目、駐車場の拡張でございます。

当初、10台分としておりましたが、台数が少ないのではとの5月の全員協議会でのご意見、あと6月の住民説明会での同様のご意見を踏まえまして、県営アパート側全体を駐車場というようなことで活用することとし、36台に拡張をいたします。これにより、土曜日、日曜日など多くの集客が見込まれる場合でも余裕を持って駐車を可能とするとともに、冬場の雪押し場としての活用ですとか、災害等、非常時における活用など利便性の向上に加えまして、利用方法の幅を広げることにつながると期待をしております。

駐車場の拡張により、中央部分にあります芝生広場の面積については当初計画から2割程度縮小されますけれども、それでもボール遊びなどの軽スポーツを十分楽しんでいただける

スペースが確保されていると考えております。

2点目、植栽についてでございますが、中低木を町の花、アジサイに統一することといたします。

当初設計では、アジサイのほかにツツジやナンテンを植える計画でございましたが、テルメ柏陵にも広がる町の花、アジサイでいっぱい的大江町らしい公園として整備をしていきたいと考えたところでございます。

3点目、水飲み場を1か所、中央の西側のほうに増設をいたしまして、水飲み時の混雑を避けられるなど、利便性の向上を図らせていただいたところでございます。

4点目、道の駅側から向かって広場前の交差点、そちらのほうからスムーズに安全な入退園を行うため、入退園の園路の増設を整備いたしております。

5点目、芝生広場内に計画しておりましたベンチ2台について、西側の桜の木陰になるよう設置位置を変更し、日差しの強い日においても快適に利用できるようにいたします。

なお、今後の工程につきましては、12月末までをめどに旧柏陵荘等の既存施設の解体工事や敷地の造成工を行うこととしておりまして、来年1月から大型遊具の製作を行いつつ、3月から順次、排水施設整備工や園路の整備工、植栽工、遊具の据付け工を施工しまして、当初請負契約のとおり、来年、令和6年の8月末の完成を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

〔「議長、すみません、ちょっと訂正をお願いします」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 先ほど、議案説明の中で一部数字が間違っておりましたので訂正させていただきます。

8月21日付で専決処分をさせていただきましたアスベストの除却に係る変更契約、339万7,900円を増額し2億909万7,900円を経まして工事を進めているところですのでというふうなことで、金額の訂正をお願いいたします。すみませんでした。

○議長（宇津江雅人君） それでは、議第60号の質疑を行います。

ありませんか。

5番、藤野広美さん。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野です。

議長、君でお願いします。さんでなくていいです。

○議長（宇津江雅人君） ああ、そうですか。

○5番（藤野広美君） すみません。

○議長（宇津江雅人君） 以後、君で言う。

○5番（藤野広美君） お願いいたします。

今、課長の説明にあつて、5つの設計変更で792万円というのは把握しております。全員協議会でも私、お話をさせていただいておりますけれども、住民の方からはトイレの建築をぜひお願いしたいということ。また、9月17日のお祭りのときに藤田地区の子ども会の方がみこしを出した際に、道の駅、近くにはあるんですけども、間に合わないという判断で保護者が判断をして、民間のトイレを借りたということがあることも踏まえて、私はやはり敷地内にトイレというものはあったほうがいいんでないかと。後でつくったほうがよかったというふうになるんでないかというふうな思いがあるのですが、検討しますという回答だったと思いますが、進捗状況はいかがでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） トイレの件につきましては、10月3日の全員協議会、あるいは藤田地区の説明会の折にもトイレの要望ということではいただいております。それを受けまして、今、トイレについての情報を、今、収集しているというようなことで、こちらについては情報がそろった時点において、検討を慎重にさせていただくというようなことで予定をさせていただいております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） よろしいでしょうか。

○5番（藤野広美君） はい。

○議長（宇津江雅人君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第60号 令和5年度柏陵広場整備工事請負契約の一部変更について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第5、議第61号 令和5年度町道山田原市野沢線道路災害復旧工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） 議第61号 令和5年度町道山田原市野沢線道路災害復旧工事請負契約の一部変更について、ご説明を申し上げます。

本工事については、6月6日の第2回大江町議会定例会においてご可決をいただき、林建設株式会社と8,272万円で契約を締結し、工事を進めているところであります。

このたびの工事請負契約の変更内容であります。地滑り災害により堆積をした土砂を現場外へ搬出するための増工であり、早期復旧を図るため、来年度搬出予定であった土砂の運搬、処分を追加するものであります。請負金額を6,536万3,100円増額し、1億4,808万3,100円とする変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

なお、工期につきましては、当初契約のとおり令和5年12月28日としております。

詳細につきましては担当課長のほうからご説明を申し上げますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第61号の詳細について、ご説明を申し上げます。

町道山田原市野沢線道路災害復旧工事請負契約につきまして、当初契約の8,272万円に6,536万3,100円を増額いたしまして、1億4,808万3,100円とする変更契約を締結するものでございます。

このたびの変更契約を締結しようとする工事の内容といたしましては、地滑り災害により堆積した土砂を現場外へ搬出するための増工などでございます。

資料2-1をご覧くださいと思います。

当該復旧工事は2工区に分けて計画しており、1工区となる今年度は、断面図の赤で着色

した部分の滑落崖からの掘削と、その下の青で着色した箇所へのアンカーを設置するため、崩落した土砂掘削、その後アンカー設置を予定しております。そのうち地山部分、赤で着色した部分になりますが、これについては土中の水分量も少なく現場外に搬出することも容易であるというようなことから、当初から約1万立方メートル、これを現場外搬出ということで見込んでおりました。

崩落した土砂については、水分量が多く搬出が困難であると想定をいたしまして、現場内に仮置き、左側のほうに青で着色した部分になります。資料の2-2のほうでは、平面図のほうになりますが、右側のほうに四角く青色で着色した部分になります。仮置きをいたしまして、水分量が減った後に来年度において搬出することを予定をしておりました。

今年度に掘削を進めてアンカー設置のために試掘等を行ったところ、現場内の水分量が減っており、仮置きせずに搬出することができるというような状況でございました。要因といたしましては、昨年度、応急本工事で現場内の水位を低下させるために行いました横ボーリングが効果を発揮したこと。また、今年の夏の災害級とも言えるような異常な高温が連日続いたことによるというようなことなのかなというふうに考えております。このことから、早期の復旧を実現するために、来年度搬出予定であった土砂5,000立方メートルを含む約1万5,000立方メートルの運搬、処分に係る費用を追加するものでございます。

なお、今後の工程につきましては、アンカーの設置を行い、崩落土砂の掘削、運搬、処分を施工いたしまして、当初請負契約のとおり12月28日の完成を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第61号の質疑を行います。

9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） 9番。

ちょっと確認したいというか、ちょっと分からないんですけども、この図面見る限り、下の右側の紫色の四角のところに仮置きすると言ったのかちょっと確認したいと思います。仮置きする場所はちょっとだからどの辺なんですか。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 仮置きの部分については、資料2-1で申し上げますと左側、ちょっと台形のほうに示してあります青のこちらの部分に仮置きすると。資料2-2、平面図で申し上げますと、右側に長方形に記載してあります青の部分、こちらのほうに仮置きを

しようというような当初の計画でございました。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） だと、例えば仮置きするというのは最初の計画になかったのかなと思うんですけども、土砂とかちょっと柔くてすぐ運べないということだからこういう形になると思うんですけども、ただまた仮置きして持っていかないとかというと、また追加予算になって可能性あるんですけども、その後どうですか、大丈夫なんですか。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 当初の設計においては、仮置きをして水分量が多いということが想定されていまして、仮置きをして来年度それを搬出するというような予定で考えておりましたが、今の土の状況を鑑みまして運び出せるというようなことのご状況でございますので、今年度中に運び出しをしたいというふうなことでの今回の変更になります。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

やっぱり道路だから地図どの辺だか分からないんですけども、量がね。ただ、ここってまた増えたとか、後からまた追加予算になったりするとあまり好ましくないもので、例えば土量の計算なんていうのは最初から変わっていませんか。最後にお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 土量については、当初設計した時点より若干時間を経過しますと崩れてきているという部分もございますので、工事着工する前に測量をさせていただいて土量のほう押さえさせていただいておりますので、これについては間違いのない数字というようなことで考えております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野です。

今の説明で黄色の部分は令和6年度、来年の工事というふうにお聞きしたと思いますけれども、ここは何立米あるのかということと、今現在、藤田と軽井沢のほうに土砂を運んでいきたいと思いますけれども、転用できる土なのか、それとも残土処分になるのかをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 黄色の部分については、来年度運び出しをするというような予定をしている部分になりますが、土量としては3万5,000立米、3万5,000立方メートルというような数量になります。あと、どこかの現場で流用できないかというようなことありますが、土質を見ますとなかなか使えるような土ではない、そういう状況だなというふうに見ております。まあ何かに使うようであれば、土壌の改良をした上での対応が必要になってくるのかなというふうに見させていただいております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 茶色の部分と右側の青の部分が今年度の予算増額ということで、6,536万、約ですね、となっていると思うんですけども、この金額の中で補助金はあるのか、あるとしたら幾ら、一般財源は幾らかをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 搬出が増えた部分についての国庫負担金になりますけれども、これについては国庫負担金が3分の2になります。約4,300万程度になります。そのほか、起債のほうも活用できますので、残りの町の単独費については全体の3%、6,500万の3%と申し上げますと220万程度になるのかなというふうにとちょっと想定をさせていただいております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） よろしいですか。

○5番（藤野広美君） はい。

○議長（宇津江雅人君） ほかにございませんですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第61号 令和5年度町道山田原市野沢線道路災害復旧工事請負契約の一部変更について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第6、議第62号 大江町道の駅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） 議第62号 大江町道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

このたびの条例制定につきましては、これまで幾度となく全員協議会や議会の中でご説明をし、来年度の開設に向けて作業を進めてきました。そして、今回この条例の制定をすることにより、その先にまた一步進めるというふうな意味合いの条例制定でございます。

このたびの条例制定につきましては、道路利用者の利便に供し、地域の農産物及び特産品の紹介、販売並びに観光情報などの発信を通して交流促進を図り、大江町の活性化に資することを目的として、大江町道の駅の設置及び管理について必要な事項を定めるために、地方自治法第244条の2第1項の規定により新たに大江町道の駅としての条例を提案させていただくものであります。

なお、条例の詳細につきましては担当課長より説明をいたしますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 担当課長の詳細説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 議第62号 大江町道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について、詳細についてご説明申し上げます。

道の駅おおえについては、地域の農産物及び特産品の紹介、販売並びに観光情報などの発信を通して地域交流を促進し、大江町の活性化に資することを目指して再整備を進めているところであります。工事につきましては、現在は主に用地造成を行っておりますが、今後は順次、建築工事へと着手していく予定となっております。季節的な要因や資材流通の遅延なども懸念されますが、来年6月末の完成を目指して進めております。

それでは、条例の内容について各条ごとにご説明申し上げます。

第1条は目的を、第2条は名称及び位置について定め、第3条は道の駅を構成する施設を、第4条では指定管理者による管理を定めております。第5条では指定管理者が行う業務として、道の駅の施設及び設備の維持管理、利用の許可、利用料金の収受、減免、返還及び第1条に規定する目的を達成するために必要な事業の実施に関する業務とし、第6条から9条は道の駅の利用の許可、制限、取消しなどについて定めているものであります。第10条は目的外利用の禁止を、第11条は特別設備などの許可を、第12条から第14条で利用料金について定めるものであります。第15条は原状回復の義務などを、第16条は損害賠償を、第17条は読替規定を、第18条では委任について定めております。

附則第1項では、この条例は交付の日から1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行するとし、第2項では指定管理者の指定のための手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができるとし、第3項では本条例の施行に合わせて、大江町案内センターの設置及び管理に関する条例を廃止することとしております。

なお、利用時間及び休館日については、規則で定めることとしております。

以上であります。

○議長（宇津江雅人君） 議第62号の質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第62号 大江町道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員賛成です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第7、議第63号 令和5年度大江町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） 議第63号 令和5年度大江町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、記録的で異常とも言える暑さとなった今年の夏の状況を踏まえ、子どもたちの健やかな学校生活を確保するため、熱中症対策として可搬式の冷房機器を小学校と中学校の体育館に配備するものが主な内容となります。また、小学校で子どもたちが使用している1人1台のタブレット端末につきましては、通信環境が芳しくなく、使用する上で不都合が生じていた点があったことから、これを解消するための経費も併せて計上させていただきました。いずれも早期に環境改善を図る必要があったことから、予算編成を行ったものであります。

歳入予算につきましては、歳出の特定財源である国・県補助金のほか、不足する財源については普通交付税を追加し調整をいたしました。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,320万円を追加し、補正後の予算総額を67億8,350万円とするものであります。

3ページの第2表、債務負担行為補正は、現在工事を進めている道の駅につきまして、令和6年度途中からの指定管理に向けて、本年度中に指定管理者を決定する必要があることから、限度額を設定するものであります。

以上、概要を申し上げますが、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 担当課長の詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議63号 令和5年度大江町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

3ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正は、道の駅の指定管理料になります。

令和6年度途中からの指定管理を予定していますが、リニューアルオープンに向けた準備

の関係から、本年度中に指定管理者を決定する必要があるため、令和10年度までトータルでの債務負担の限度額を設定するものであります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

5ページをお開きください。

10款教育費は1,320万円の増額です。

2項1目小学校管理費のパソコンネットワーク等設定委託料は、タブレット端末を活用した授業、学習活動に支障が生じないよう左沢小学校と本郷東小学校の通信環境改善を図るため、ネット回線の増設を行うものです。

施設用備品購入費及び施設整備等工事費は、熱中症対策として可搬式の冷房機器を各小学校に配置するための経費になります。

3項1目中学校管理費についても、小学校と同様に可搬式冷房機器を配置するための経費になります。

以上が歳出予算の概要であります。

4ページの歳入予算をご覧ください。

14款国庫支出金は、各小学校の通信環境改善に要する経費に充てる特定財源であり、15款県支出金は、中学校費の可搬式冷房機器配置費用に充てる特定財源になります。

このほか、不足する財源には普通交付税を追加し調整をいたしました。

以上が令和5年度大江町一般会計補正予算（第4号）の主な内容であります。

○議長（宇津江雅人君） それでは、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括して質疑を行うことに決定しました。

議第63号の質疑を行います。

8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 8番、関野です。

歳出のほうの学校教育費の中で、可搬式の冷房機ということで小学校、中学校に入れていただけたということなんですけれども、各学校にまず最初何台ずつを予定しているのか教えていただきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答えいたします。

予算上ですけれども、予算上は県で導入予定しておりますエアコンと同等のものを想定しております。その上で、中学校のほうは分校、本校合わせて4台、小学校のほうは本郷東、左沢合計4台というようなことで計上させていただいているものでございます。

○議長（宇津江雅人君） 8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） やはり今年の夏は異常なくらい暑い夏で、学校行事等も様々なことを考えながらやってきたと思います。今後、やはりこういう異常気象じゃなくて普通にこういうふうな気候になると思いますけれども、本来、学校のほうに入れていただけるのは大変うれしく思うんですけれども、学校のほうの部活で使う中央公民館等にもやはりそういう冷房の機器は必要だと思うんですけれども、その辺のところも実際考えていただいて、やはり部活動中にやはり熱中症対策とかそういうことをやはりきちんと対応していただきたいと思いますが、その辺のところは今考えているのか、それとも今後検討にするのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、このたびは県の緊急的な補助を受けて中学校のほうで配備、それから異常な暑さを受けて子どもたちが主に活動する小学校のほうにも配備したいというような考えで、このたびは計上させていただいております。

今、関野議員からありました体育センター等への配備ですけれども、こちらのほうも当然、中学生が部活動をするというふうなこともあり、今後、当初予算に向けてレンタルなども含めて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（宇津江雅人君） 8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 前向きな回答と捉えさせておきます。当然、やはり体育館等はかなり暑い中で町民の方、または中学生、小学生の方が使う施設だと思います。レンタルと言わないできちんとその体育館に常設をして、暑いときには使ってもらえるような、やはりそういうことを考えながら、今回の小学校、中学校だけでなく、きちんと町の体育施設にもそういうものを導入していただきたいと思いますので、しっかり来年の予算にお願いして、ぜひ来年設置に向けて頑張ってくださいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（宇津江雅人君） 4番、菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） あまり関連はしたくないんですけれども、この点だけですのでお聞き

したいと思います。

これももともとは中学校の事件とかあって、中学校から端を発していると思うんです。県のほうで頑張っ、じゃ、中学校の部活動から端を発してこのような世界になっていると思うんですけれども、何も中学、高校だけじゃなくて、私が言いたかったのは小学校もどうなんですかというところで、小学校にも町長は配備をします。大変すばらしいいいことだと思います。

その中で財布がどうなるのかなと思うんです。県のほうで200万ぐらい、100万、100万、中学校2つだから200万ですよ。あとは、先ほどの説明で、町長は普通交付税を充当しているということで、借金なんかなくてまあまあ何とかいけるだろうということであるんですけれども、どこの自治体も小学校どうすんだやと多分なっていると思いますよ。中学校はあらかじめ交付税が少しでも来るという中で、やっぱり本町としても県のほうに要望していかねばならないんじゃないかと、小学校も必要なんだと。少しでも県のほうから補助を要望しながら取り組んでいっていけば、いつか入ってくるか分からないですけれども、そのような姿勢であるのか、ちょっと町長お聞きしたいな。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 県のこのたびの補正予算で予算が認められたというふうな中身については、高校と中学生というふうなことでありました。私どものほうでも、県の教育委員会のほうに小学校への配置の部分について必要だと思うけれども、県のほうで今どんな考えなのかというふうな情報収集をさせていただきましたが、現時点では小学校への配置というふうなことは、もちろん予算もないわけですから、答えは今のところは考えていないというふうなことでありました。

そういったことの中で、ほかの市町村でも小学校への配備などについて様々な意見がありますし、あるところでは県のほうにも要望をしていきたいというふうなことをおっしゃっている首長さんもいらっしゃいますし、私どもとしてもできるだけ財源の確保、もしくは子どもたちのために県民みんなが子育てしやすい、「子育てするなら山形県」というようなキャッチフレーズをつけている中では、ぜひその部分についても県としても考えてほしいというふうなことは、これからも要望していきたいなというふうに思っております。願いがかなうかどうか分かりませんが、取りあえず町としては整備をしていきたいというふうなことで、前向きに進んでいきたいと思っております。

○議長（宇津江雅人君） 4番、菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

今、おっしゃるとおり、小学校だって学校なわけですよ。中学校が大事で小学校がどうだということにもならないと思いますけれども、そのあたりを全般的にやはり備えていくというのは、これは大変いいことだと思うんですけども、その財源ですよ。少しでも後からでもいいですから10万なり50万なりでも、うちではもうすぐ設置するような考えを持っているんだということで、どんどん、副町長が県から来ているから言っているわけじゃないんですけども、何かを使いながらでもいいと思いますけれども、要望して県のほうに言っていただきたいと思いますので、よろしく願いして終わります。

○議長（宇津江雅人君） じゃ、町長。

○町長（松田清隆君） 町としても交付税を充てるというふうなことを言っても、一般財源でありますので、できるだけ特定の財源を確保するというふうなことは必要かというふうに思いますし、また大江町単体での要望ももちろんですが、それよりは市長会なり町村会なりという組織挙げての要望というふうなことのほうが、県に対して説得力があるのかなというふうな感じもしています。そんなことも含めながら、県への要望については考えていきたいと思えます。

○議長（宇津江雅人君） ほかにございませんですか。

8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 3ページでお願いしたいと思えます。

道の駅の指定管理料ということで、5年分の債務負担行為が出ております。年間に直すと1,200万ほどになりますけれども、道の駅の規模からすると、やはりこの金額で間に合うのか。全協でもお話しさせていただきましたけれども、やはり途中で指定管理が足りなくなつたとかと言って、途中途中で指定管理料を上げたりするのであれば、やはりもう少し余裕を見て、しっかりとこういう早い段階にこのぐらゐの予算が必要でないかということをお願いいただければと言ったんですけれども、そのまま来たんで、大丈夫なんだということだと認識しておりますけれども、でもやっぱりちょっと足りないのではないかなと。

通常の町の施設を見て、その施設施設の指定管理料を見させてもらうと、やはり十分じゃないような気がします。後で付け加えるのであれば、やはりきちんと最初から、以前にも言いましたとおり議会に出していただいて、議員でしっかりとらんで、議会でもんでしていければいいと思いますので、本当は足りないべき。どうなんですか。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

今回、債務負担行為させていただいたのは、前回の全協のほうでもお話しさせていただきましたけれども、4年7か月間で上限額6,000万、年間で1,300万プラス来年度の途中からということで、来年度は800万の上限というようなことで積算させていただきました。きちんと積算をさせていただいた金額がこの金額であります。

ただ、まだ運営していない部分もございます。電気料等々についても試算はさせていただいておりますけれども、今後どのようになるのか、あと様々、不確定な要素はありますけれども、今の段階で積算できる額ということで、この程度でさせていただきましたので、今後運営が始まってからのことについては、再度ご相談させていただくことがあるかもしれませんが、今現在の段階ではこの金額でやっていけるというような状況でございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 課長言うのは分かるんだけど、今の段階で積算して出た金額だと言うんだけど、実際動いてしまえば、かかる金って増えると思うんです、必ず。様々なところで、例えばここにも人を置かないと駄目だとか、ここはこういうふうにしなないと駄目だというものが出てくるのが目に見えているわけですよ、やはり事業をするということは。

そういうことも踏まえて、私は別にこれは減らせと言っているんじゃないで、しっかりと増やしてもいいからきちんと運営できるようにということなので、何もそれ構えないで、積算しました何しましたは言わないで、分かりました、じゃ、もう少し増やすように頑張ってみますかとそういうふうなことをして、やはり途中で、やっぱり我々議員も途中で増やされるというとなかなか抵抗あるんですよ。やっぱりこれした何した、だからこれ2年後に例えば500万増やしてけろとか、4年後に1,000万増やしてけろとかと言われてたって、やはりそういう大変になるので、当初からやはり少し余裕を見た積算でやっていただければいいなと。

やはり運営すると様々にいろんな問題点とか出てくれば、それに対応しなければならないというものもあるので、やはりその辺は当初から余裕を持ってしていただきたいということなので、まあ今回はこれで多分あとはもう補正というか変えないと思いますけれども、やはりきちんとそういうところはやっていただきたいと思いますので、どうか頑張ってください。

い。よろしくお願ひします。

○議長（宇津江雅人君） 回答は要らないですか。

○8番（関野幸一君） 要らないです。

○議長（宇津江雅人君） ああ、そうですか。

9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） 今の債務負担行為について、私も質問します。

債務負担行為というのは、それなりの算定があつて契約を結ぶんですから、それはつきり説明しないと、単年だの受けないからと言われるようにちゃんとしておかないと、ただ問題は後から足りないと言われるのは、俺らもさっき言ったように、補正予算組むというのは俺あまり好きじゃないんですよ。だから、例えば契約期間はやっぱり守ってもらわないのよ、その期間は。あとそれから、その契約する金額、それをちゃんと議会にも皆さんに分かるように、算定をちゃんと皆さんに説明しないからこういうことになるんですよ。うがいんじゃないか、足りないんじゃないかなんて言って、まだ始まる前から。だから、それをちゃんと算定基準を出して、俺はこの1,200万というのは人件費かなと思って考えているんですけども、だからその辺をちゃんと説明しないから、単に余計出てくると思うんですよ。その辺、課長お願いします。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

算定基準については、先日の全協の資料の中に大まかではありますけれども、出させていただきました。人件費、あとは消耗品費、あとは委託料、あとは役務費等々でこの金額で算定したというようなところで出させていただきましたので、そちらのほう参照していただければなというふうに思いますけれども、今、議員あつたとおり、算定基準に基づいて積算させていただいた金額でございますので、この金額で4年7か月間は指定管理をお願いしたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） 算定基準説明してこうなったんだろうと思うけれども、その中で足りねのんねが、うがいんじゃないかとか出てくるもので俺おかしいと思っているのよ、正直言って。だから、これでやりますと課長はつきり言わないから、足りねんねが、うがいねがなんていうのは、今、予算決めるときよ。もう少しつけ足せなんて出てくると思うんです

けれども、その辺はどうですか。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

今回の債務負担行為については、限度額を設定させていただくものでございます。この部分については、きちんと積算した部分ではございます。ただ、単年度単年度については、当初予算の中できちんとした数字を表していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） 最後に、契約期間を守ってもらいたいし、金額も守ってもらいたいとお願いしておきます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 回答よろしいですか。

○9番（伊藤慎一郎君） はい。

○議長（宇津江雅人君） ほかにございませんですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第63号 令和5年度大江町一般会計補正予算（第4号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員賛成です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（宇津江雅人君） 以上で本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和5年第4回大江町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 5 年 12 月 18 日

議 長 宇津江 雅人

署 名 議 員 関野 幸一

署 名 議 員 伊藤 慎一郎